

事件番号 令和2年(ワ)第2710号

損害賠償請求事件

原告 榎本清

被告 東大和市

原告準備書面(2)

東京地方裁判所立川支部

民事部 御中

2021年8月10日

原告 榎本清 印

第1 被告準備書面(1)第1の1、及び被告準備書面(2)第2について

被告は、地方自治法109条の「請願等」の文言に陳情が含まれるという原告の主張を認めたくて、「被告準備書面(1)」第1「原告の2021年4月12日付け準備書面による記載について」2～3行)、陳情の取り扱いについては、地方自治法109条3項本文及び1号の定めにより議会運営委員会の裁量の範囲であると主張している。

原告は、前段の被告の見解については評価するが、後段の議会運営委員会における裁量の範囲に関する主張は認めがたい。以下、詳しく述べる。

【請願と陳情】

地方自治法109条3項本文及び1号は議会運営委員会の役割を大枠で定めたものであり、個別具体的な処理に関しては、各地方自治体の会議規則に従うこととなる。東大和市議会においては、東大和市議会会議規則(甲4号証 以下「同会議規則」と略す)となる。

ちなみに、原告が地方自治法109条を示したのは、2012年地方自治法改正における同法109条の「陳情」を「請願」に改定した経緯を明らかにし、陳情が請願と同等に扱われるべきものであることを主張するためであるとともに、被告の言うところの「法律に根拠のない陳情」(答弁書 第3「被告の主張」2行)という主張を正すためである。

被告が指摘するように(被告準備書面(1)第1の1 6～7行)、地方自治法124条は請願提出の手続き、同法125条は請願採択後の手続きを定めただけのものである。なお、東大和市議会においては、同法124条を受けたものが同会議規則128条であり、同法125条を受けたものが同会議規則第133条となっている。

すでに原告準備書面でも示したように、同会議規則第134条においては「議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものと

する。」とある。東大和市議会における請願と、請願の例に倣う陳情の扱いについては、かくの如く明確に区別すべき条項は存在しないのである。

「東大和市子ども・子育て憲章」の制定見直しを求める陳情（甲1号証 以下「当該陳情」と略す）は、被告も認めるように（被告準備書面（2）第2の1「第1について」3～4行）、同会議規則134条に適合する陳情であり、本来、委員会付託され、適正に審査されなければならないのであったのである。

【東大和市議会会議規則】

被告は地方自治法第109条3項本文及び1号を根拠に、「議会の運営に関しては議会運営委員会が広範な裁量を有する」（被告準備書面（1）2頁3行）と一般論を述べ、東大和市議会が当該陳情を議長預かりにしたことの正当性を主張している。しかし地方自治法第109条3項本文及び1号は、先述したように議会運営委員会の権限の大枠を定めただけのものであり、個別具体的な裁量の内容は各地方自治体の会議規則に従ったものでなくてはならない。

地方自治体議会の役割に関しては、同法120条「普通地方公共団体の議会は、会議規則を設けなければならない。」を受けて、各地方自治体が議会会議規則を定め、これを具体的に規定している。東大和市においては東大和市議会会議規則を定め、その36条で議案等の審議、委員会付託を定めているが、請願の委員会付託については、別に130条が定められており、「議長は、請願文書表の配布とともに、請願を、所管の常任委員会又は、議会運営委員会に付託する。ただし、議長において常任委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。」とされている。付言すれば、「議長において常任委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。」とは、「議長預かり」のような処理を指すものではなく、委員会付託を省略して本会議で直接審議、採決されるような事案を示すものである。

陳情も請願と同等に扱われるべきであると原告が主張し、議会運営委員会の扱いが違法と非難するのは、上で示したような事実があり、【請願と陳情】で述べたような法的背景があるからである。

【違法な議題処理】

本件の核心は、同会議規則第134条に「議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。」とあるにも拘らず、原告が東大和市議会に提出した当該陳情が適正に処理されず、議長預かりとされてしまったことにある。

そもそも同会議規則には「議長預かり」などという文言も規定も存在していない。そのようなものである「議長預かり」の根拠として被告が「提出された陳情の取り扱いについて（通知）」（甲2号証）で示したのは、「(2) 審査になじまない陳情の取り扱い」（甲9号証「議会運

営委員会申し合わせ事項等」8.請願及び陳情の取り扱いについて)である。しかしこれは、議会運営委員会が独自に申し合わせた、法に基づかない一片の約束事に過ぎない。

当該陳情は同会議規則 134 条に適合するものであり、東大和市議会運営委員会が当該陳情を議長預かりとしたことは、東大和市議会会議規則 130 条「議長は、請願文書表の配布とともに、請願を、所管の常任委員会又は、議会運営委員会に付託する。」に反する行為であり、違法であると言わねばならない。

第 2 被告準備書面 (1) 第 1 の 2、及び被告準備書面 (2) 第 1 の 2 について

被告は、原告が被ったと主張する損害は主観的なものであり、法律上保護されるべき利益はないとしているが、これは事実を見誤った判断であり、容認することはできない。以下にその理由を述べる。

【原告の受けた損害】

原告が準備書面で主張したように、当該陳情はひとり原告個人の見解を主張するものではなく、市民多数の意見として東大和市議会に提出されたものである。通常であれば当該陳情は委員会に付託され審査された後、市議会本会議で慎重に審査され、採決されるはずのものであった。原告はもとより当該陳情に賛同された多くの市民はそれを確信し、期待していた。

当該陳情が東大和市議会で正当に審議され、採決されれば、仮に不採択であったとしても、憲法 16 条に定められた請願する権利及び請願法第 5 条の誠実な処理が満たされることになる。しかしながら東大和市議会は、「(2) 審査になじまない陳情の取り扱い」という法的な裏付けのない理由をもって、同会議規則を逸脱してまで「議長預かり」とした。

しかもその手法たるや、議会運営委員会自身が議会意思の不安定化を出来させるような議題処理を行いながら、その議題処理によって生じた矛盾を理由に、当該陳情を議長預かりにするという前代未聞の暴挙であった。あたかも、初めから当該陳情を審査しないことが前提であるかのような対応である。これは原告にとって全く予想外の出来事であり、市民の市議会に対する信頼が、市議会自身の手によって破壊されたというべき事態であった。このことにより、原告の議会に対する期待は一気に消失し、その信頼は大きく損なわれることとなった。

被告はこれを「法的な裏付けのない、原告の主観的なものに過ぎない」(答弁書 3 頁 1~2 行)としているが、同会議規則に沿った処理がされるものと原告が期待し、議会を信頼することは何ら主観的なものではない。被告の主張していることは、平穏な生活と権利が法によって守られているという市民認識は、法に基づかない市民のたんなる主観に過ぎないと言っているに等しい。

【被告が賠償すべき内容】

市民の代表として信託された市議会は、陳情・請願について市民の意向を正しくとらえ、これを慎重に審議し、その結果を市民多数に報告する本来的な責任がある。その報告の主たる媒体は市議会だよりである。

当該陳情が適正に処理されていれば採択、不採択を問わずその審議内容と結果は市民に報告されるはずであった。しかし当該陳情に関しては、同会議規則に反した処理が行なわれたため市議会に上程されることはなく、市議会だよりに掲載されることもなかった。当該陳情が市議会に提出され、受理されたことすら、市民に知らされることはなかったのである。

私たちの抗議に対し、議会だよりの編集責任主体である東大和市議会広報委員会委員長根岸議員は、その根拠として「市議会だよりについて」（甲 10 号証 3 頁 5）陳情の要旨①）を原告に示した。

市議会だよりに当該陳情についていっさい掲載されなかったことにより、署名に賛同した多くの市民にとっては、当該陳情が市議会に提出されたものか否かさえ知ることができず、原告に対する不信感さえ抱くことになった。原告がこれに対し善後策を講じざるを得なかったことはすでに準備書面で述べたとおりである。

当該陳情に対する東大和市議会の不当な扱いによる精神的苦痛を原告は主張し、その損害賠償を求めているところであるが、そのみでは回復できない原告が被った社会的信用の失墜がある。その回復の手段として原告が求めている内容が、市議会だよりにおいて、当該陳情の扱いについての事実を明らかにしたうえで、当訴訟の判決文を掲載することである。そのことにより市議会の誤った対応を明るみに出すことになり、原告に謝罪表明する前提が築けることになる。

被告は、原告の求めている謝罪について、求める内容が抽象的である（被告準備書面（2）2 頁 2 行）としているが、上記に照らせば全くあたらない。また被告は、原告と賛同署名者との関係に対し、「被告がそのことについて責任を負わなければならない理由はない。」（答弁書 3 頁 5～6 行）と述べているが、これら一連の流れは当該陳情が不当に議長預かりにされたことに起因する事実であり、その経緯からすれば被告が賠償すべき範疇のものである。

【原告の得られる利益】

当該陳情は法に根拠のない一片の約束事によって葬り去られた。その処理に責任を持つ市議会議員は元来市民の一人であり、市民からの付託を受けて公職についている。そのような立場にある市議会議員が、市民からの意見をまともに取り上げようとしないばかりか、意図的な議題処理によって当該陳情を葬り去ったことは、それまでの議会に対する信頼が一挙に覆せられる事態であり、原告にとっては耐え難い苦痛であった。違法行為によって生じたこれらの損害に対して、被告はその過ちを認めて謝罪し、損害賠償を行う責務がある。

被告は、「当該陳情を提出したことによって原告が権利又は法律上保護される利益（民法 709 条）を取得することはない」（被告準備書面（1）2 項 6～8 行）と主張するが、これを認めることはできない。

本件で原告が主張しているのは、当該陳情が東大和市議会会議規則に違反して議長預かりとされ闇に葬り去られたという事実であり、そのことによって受けた損害を賠償するよう請求している。その結果得られるのは、精神的苦痛に対する慰謝料であり、当該陳情に関する扱いのすべてが明るみに出ることによって、失われた信頼が回復されることである。

第 3 被告準備書面（2）第 2 の 1 について

被告の提出した準備書面（2）は、【日本国憲法等について】及び【地方自治法について】を認否の限りではないとしている。ところが被告は、当該陳情が請願にあたらぬことの根拠として、憲法第 16 条を受けた地方自治法 124 条を示しており（答弁書 2 頁 第 3 「被告の主張」1～2 行）、また、同法 124 条、125 条を根拠として請願と陳情の扱いの違いがあるという被告の論を展開している（被告準備書面（1）第 1 「原告の 2021 年 4 月 12 日付け準備書面による主張について」5～6 行）のであり、「認否の限りではない」とすることは失当、もしくは不誠実な対応であるということを指摘しておく。

その一方で被告は、地方自治法 109 条 3 項本文及び 1 号を根拠に、「議会の運営に関しては議会運営委員会が広範な裁量を有する」（被告準備書面（1）2 頁 3 行）としている。これに対し原告は、仮にそのような裁量権があるとしても、それは際限のないものではなく、あくまでも各地方自治体議会の規則に沿ったものでなくてはならないと反論したところである。東大和市議会に則して言えば、同会議規則に従ったものでなければその裁量は違法、又は無効となる。

本件における争点は、請願した者の権利や、議会運営委員会の裁量の一般的な有無ではない。「東大和市子ども・子育て憲章」の制定見直しを求める陳情が、東大和市議会会議規則第 134 条に従って適切に処理された否かである。とりわけ 130 条、134 条についての認否は重要である。

前述のごとく、当該陳情は同会議規則 134 条に適合するものであり、請願書の例により処理されるべきものであることは被告も認めているところであり、当該陳情がそのようなものであるならば、同会議規則 130 条にのっとり委員会付託されなければならないものであると原告は主張している。これに対し被告は、これらの処理が違法ではないと主張しているが、東大和市議会会議規則に照らしてその根拠を示さなければならない。